

大規模災害時におけるコンクリート製品の調達に係る情報提供等に関する協定書

高知県（以下「甲」という。）と高知県コンクリート製品工業組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時に必要となるコンクリートブロック等のコンクリート製品（以下「コンクリート製品」という。）の調達に係る情報提供及び応援協力（以下「情報提供等」という）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、津波、豪雨等により大規模災害が発生し、又は発生の恐れがある場合において、コンクリート製品に関する情報提供等に係る円滑な体制を構築し、被害の拡大防止と被災施設等の早期復旧に資することを目的とする。

（情報提供等の内容）

第2条 この協定に基づき甲が乙に協力を要請する情報提供等の内容は、次のとおりとする。

- （1） 災害復旧工事に要するコンクリート製品の調達に関する情報提供
- （2） 応急対策工事に要するコンクリート製品に関する協力

（報告）

第3条 甲は、この協定に基づく情報提供等が円滑に行われるよう、必要と認めた場合は、乙に対してコンクリート製品の備蓄状況の報告を求めることができるものとする。

（連絡体制）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく情報提供等の連絡体制を別途定めるものとする。

（費用負担）

第5条 第2条（2）の規定に基づき搬入したコンクリート製品の費用負担については、甲乙の協議により定めるものとする。

（有効期間）

第6条 この協定の期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

ただし、期間満了の1か月前までに甲、乙いずれからも申し出がないときは、引き続き同一条件をもってさらに1年間継続するものとし、以後も同様とする。

2 この協定は、甲、乙いずれかの申し出により、廃止することができるものとする。

なお、申し出は廃止する日の1か月前までに行うこととする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定の条項の解釈について疑義が生じたときは、甲乙の協議により、その都度定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し、甲乙が記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和7年9月11日

甲 高知県高知市丸ノ内1丁目

高知県知事

乙 高知県高知市日の出町2番12号

高知県コンクリート製品工業組合

理事長